

## 【地域・職域連携推進協議会について】

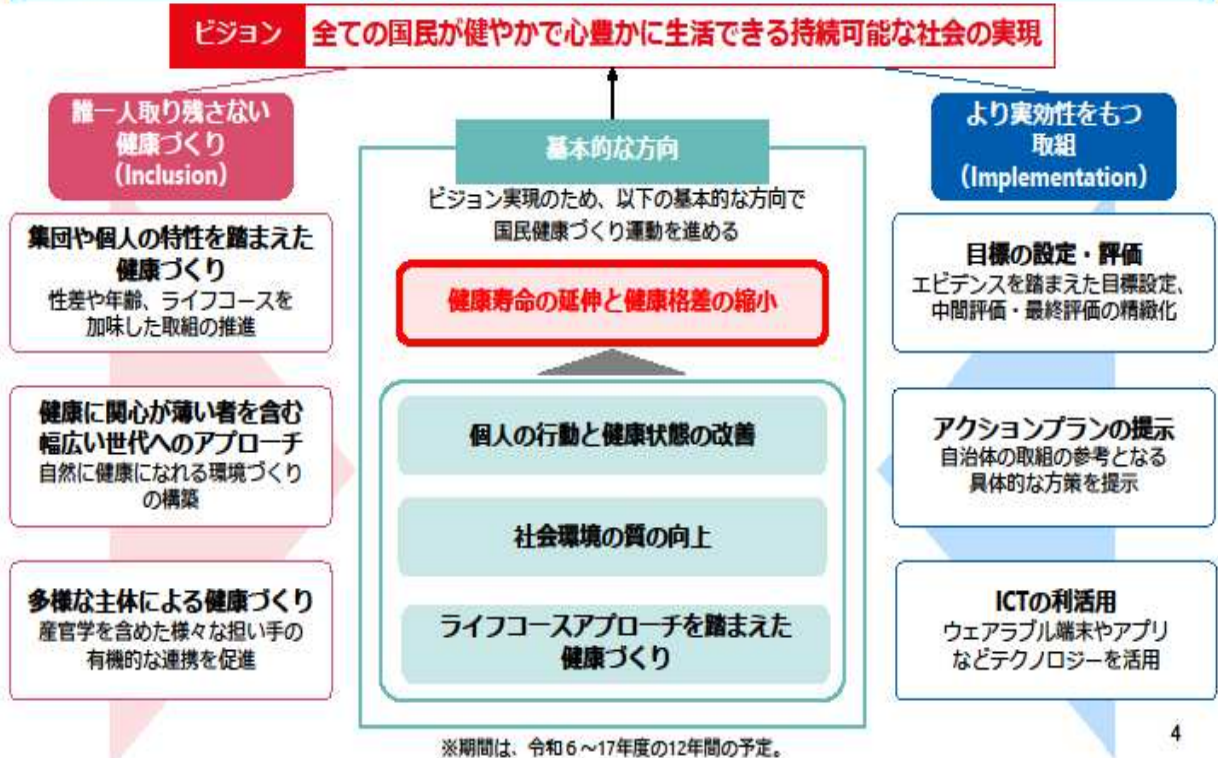
出典：厚生労働省 令和7年度地域・職域推進事業関係者会議(R8.2.4)資料

### 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

※健康日本21（第三次） 令和5年5月31日厚生労働省告示第二百七号

#### 健康日本21（第三次）の全体像

- 人生100年時代を迎え、社会が多様化する中で、各人の健康課題も多様化しており、「**誰一人取り残さない健康づくり**」を推進する。また、健康寿命は着実に延伸してきたが、一部の指標が悪化しているなど、さらに生活習慣の改善を含め、個人の行動と健康状態の改善を促す必要がある。このため、「**より実効性をもつ取組の推進**」に重点を置く。



## 健康日本21（第三次）における地域・職域に関する告示

- 第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 都道府県の役割と都道府県健康増進計画

都道府県は、庁内の関連する部局が連携して都道府県健康増進計画を策定することとし、当該計画において国が設定した目標を勘案しつつ具体的な目標を設定する、また、区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握を行い、地域間の健康格差の是正に向けた取組を位置づけるよう努めるものとする。

都道府県は、地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携強化のための中心的役割を担い、データの活用や分析を積極的に行い、市町村における健康増進計画の策定の支援を行う。

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康づくりに関する情報を収集分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行う。

### 地域・職域連携推進事業の開始の背景

#### 【急速な高齢化と生活習慣病の増加】

生活習慣の改善=個人の主体的な健康づくりへの取組が必要。

生涯を通じて継続した健康管理支援が必要

#### 【青壮年層を対象にした保健事業】

健康増進法・労働安全衛生法・健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律等にて行われ、制度間のつながりが明確でない。

地域保健・職域保健で抱える対象者の健康情報が異なり、継続した保健指導が困難

#### 【青壮年層を対象とした保健事業における課題】

- ✓ 地域全体の健康状況が把握できない
- ✓ 退職後の保健指導が継続できない

働き盛りからの継続した保健指導が必要

これら  
問題解決  
のために…

地域保健



職域保健

健康情報と  
保健情報を  
共有

## 地域・職域連携推進協議会の設置の根拠法

地域保健法第4条に基づく基本指針及び健康増進法第9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、地域と職域の連携推進にあたり、関係機関等から構成される協議会等の設置が位置づけられた。

- 都道府県及び2次医療圏単位に設置
- 地域・職域連携共同事業（連携事業）の企画・実施・評価等の中核的役割を果たす。
- 各地方公共団体の健康増進計画（健康日本21地方計画）の推進に寄与すること

## 2次医療圏協議会の役割

- 地域特性に応じた協力体制による継続的な健康管理が可能となるよう体制を構築する。
- 具体的な取組の実施にまでつなげていくことを目的とする。
- 関係機関への情報提供と連絡調整や健康に関する情報収集、ニーズ把握等を行い、二次医療圏特有の健康課題を特定し、地域特性を活かした健康課題の解決に必要な連携事業の計画・実施・評価を行う。

## 地域・職域連携によるメリット

### 効果的・効率的な保健事業の実施

- (1) 地域及び職域が保有する健康に関する情報を共有・活用することにより、地域全体の健康課題をより明確に把握することが可能となる。
- (2) 保健サービスの量的な拡大により対象者が自分に合ったサービスを選択し、受けることができる。
- (3) 保健サービスのアプローチルートの拡大に繋がり、対象者が保健サービスにアクセスしやすくなる。
- (4) 地域・職域で提供する保健サービスの方向性の一致を図ることが可能となる。

### これまで支援が不十分だった層への対応

- (1) 働き方の変化やライフイベント等に柔軟に対応できる体制の構築により、生涯を通じた継続的な健康支援を実施することが可能となる。
- (2) 被扶養者等既存の制度では対応が十分ではない層へのアプローチが可能となる。
- (3) 小規模事業場（自営業者等も含む）等へのアプローチが可能となり、労働者の健康保持増進が図られる。

## 地域・職域連携推進ガイドラインについて

- 平成11年～13年  
生活習慣病予防を目的とした地域保健と職域保健の連携の在り方について検討
  - 平成17年3月 **ガイドライン策定**  
平成14年～15年に実施した地域・職域連携共同モデルの事業成果をもとに、地域保健及び職域保健の連携を全国的に普及するため、ガイドラインを策定
  - 平成18年6月 **ガイドライン改訂**  
より円滑な連携事業の実施・推進を図ることを目的に検討会構成員による現地へ出向いた支援を実施（平成17～18年）し、結果等を踏まえてガイドラインを改訂
  - 平成19年3月 **ガイドライン改訂**  
協議会の設置が全国的に進む中、医療制度改革を踏まえた新たな協議会の役割について検討し、ガイドラインを改訂
- ↓
- 令和元年9月 **ガイドライン改訂**  
地域・職域連携推進協議会の開催等に留まることなく、関係者が連携した具体的な取り組みの実施にまでつなげていくために必要な事項を整理し、ガイドラインを改訂

### 地域・職域連携推進ガイドライン（令和元年9月改訂）

#### I 地域・職域連携の基本的理念

各機関が実施している健康教育、健康に関する情報等を共有し、地域の実情を踏まえてより効果的・効率的な保健事業を展開する必要がある。

**地域**

【取組(例)】

- ・特定健診・保健指導
- ・健康増進法に基づく健(検)診(がん検診等)
- ・健康教育・保健指導等

地域・職域連携推進協議会

課題・取組の共有  
連携のメリットの共通認識

**職域**

【取組(例)】

- ・特定健診・保健指導
- ・労働安全衛生法に基づく定期健診
- ・ストレスチェック
- ・両立支援等

↓

PDCAサイクルに基づいた具体的な取組

↓

**目指すところ**

- ・健康寿命の延伸や生活の質の向上
- ・生産性の向上・医療費の適正化

#### II 地域・職域連携推進協議会の効果的な運営

- ・ガイドラインの普及
- ・財政的支援
- ・全国の事業や課題を把握
- ・全国会議等を通じた好事例の共有

- ・都道府県の事業方針等の情報の伝達
- ・二次医療圏ごとの事業や課題を把握し共有
- ・各二次医療圏協議会の情報交換
- ・全国における好事例の周知を行う場の設定

- ・二次医療圏協議会の方針の伝達
- ・二次医療圏協議会の事業の協力依頼

国 → 都道府県協議会 → 二次医療圏協議会 → 市区町村

都道府県協議会 → 二次医療圏協議会 → 市区町村

二次医療圏協議会 → 市区町村

市区町村 → 二次医療圏協議会

二次医療圏協議会 → 都道府県協議会

都道府県協議会 → 国

- ・実施した連携事業の報告
- ・抽出された課題の報告
- ・都道府県協議会に参考・広域的な調整依頼
- ・実施した連携事業の報告
- ・抽出された課題の報告
- ・二次医療圏協議会に参考・広域的な調整依頼
- ・生活習慣病対策に関する保健事業の実施主体として、連携事業を実施

保健所設置市・特別区単位で二次医療圏協議会を指定している場合は両方の協議会を連携させる。

- ・都道府県協議会、二次医療圏協議会の役割とともに協議会の構成機関に期待される役割も示されている。

#### III 地域・職域連携の企画・実施

二次医療圏協議会は、地域保健・職域保健の健康課題やニーズを把握した上で、「計画、運営・実施、評価、見直し」というPDCAサイクルに沿って企画する。(都道府県協議会も同様)

【流れ】

- 1) 現状分析
- 2) 課題の明確化・目標設定
- 3) 連携事業のリストアップ
- 4) 連携内容の検討・決定及び提案
- 5) 連携内容の具体化・実施計画の作成
- 6) 連携事業の実施
- 7) 評価指標並びに評価方法の設定

**Plan**

計画

現状分析、課題の明確化、実施計画の作成、評価指標設定

**Do**

運営・実施

連携事業の実施

**Check**

評価

実績の評価、実施計画の評価、進捗の評価

**Act**

見直し

連携事業の見直し、計画の修正、変更

#### IV 具体的な取組に向けた工夫

- ・地域・職域連携推進に向けた共通理解
- ・健康課題の把握と対策の検討に向けたデータの収集・分析
- ・地域・職域連携によって取り組むべき課題と取組事項の明確化
- ・対象者別の具体的な取組例
- ・具体的な取組を実施するために必要なリソースの確保

二次医療圏協議会		連携	都道府県協議会
レベル1 (国レベル)	レベル1-1 地域・職域連携推進協議会の設置が図られている。	連携	都道府県協議会
レベル1-2	協議会の組織設計、それぞれの役割や連携の体制に関する取組が開始し、実施されている。		
レベル2	協議会の組織設計、それぞれの役割や連携の体制に関する取組が開始し、実施されている。		
レベル2-1	協議会の組織設計、それぞれの役割や連携の体制に関する取組が開始し、実施されている。		
レベル2-2	協議会の組織設計、それぞれの役割や連携の体制に関する取組が開始し、実施されている。		
レベル2-3	協議会の組織設計、それぞれの役割や連携の体制に関する取組が開始し、実施されている。		
レベル3	協議会の組織設計、それぞれの役割や連携の体制に関する取組が開始し、実施されている。		

都道府県協議会の役割

- ・二次医療圏協議会の設置や取組のレベルを把握し、今後どのように発展させていくかのイメージを持って取り組むことが必要。

9